

GX 推進エコシステム創出事業業務委託 仕様書

1 委託業務名

GX 推進エコシステム創出事業

2 事業目的

2023 年 3 月、山梨県では「山梨県地球温暖化対策実行計画」を改定し、2050 年カーボンニュートラルを達成するため、2030 年度の温室効果ガス排出量削減目標を、基準年度（2013 年度）比で 50%削減する目標を設定している。

県内の企業活動における温室効果ガス排出量は全体の 4 割を超えており、当該目標の達成のためには、県内企業の脱炭素化に向けた取組（以下「脱炭素経営」という。）の一層の推進が不可欠である。

このため県では、県内中小企業の脱炭素経営に向けた取組を面的に推進するための体制として、県内金融機関や商工団体などの関係機関（以下「支援機関」という。）が連携して支援を行う「やまなし GX 推進コンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。詳細は仕様書参考資料を参照。）」を令和 7 年 4 月 17 日（木）に設立したところである。

本業務は、当該コンソーシアムを構成する支援機関がそれぞれの専門性を生かしながら連携して支援を行うための支援人材の育成や支援メニューの詳細設計等を行い、支援機関におけるノウハウ・スキルを蓄積していくことを目的とする。

3 業務期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 19 日（木）まで

4 業務概要

本業務委託は、次の各号に定める事項について、コンソーシアムと連携し実施すること。

また、上記コンソーシアムでの活動に加えて、県が進める下記の事業とも連動した取組とすること。

なお、各事業の実施スケジュールは、別紙：事業スケジュール（案）を参考に設定することとし、詳細は、受託者決定後に県と協議して決定すること。

【本事業での実施内容】

- (1) 支援人材の育成支援
- (2) 支援メニューの開発支援
- (3) モデル事業創出支援
- (4) その他

【別途実施事業】

- ① 支援人材の育成支援（金融・商工団体向けオンデマンド講座の提供）

中小企業の脱炭素経営に向けた取組を支援するために必要な知識の習得を目指し、環境省認定の脱炭素アドバイザーの各資格に対応するオンデマンド講座を提供

- ② 支援人材の育成支援（設備工事業者向け研修の提供）

省エネ診断に関する座学、実地研修の実施

5 業務内容

(1) 支援人材の育成支援

各支援機関の職員を対象に、県内中小企業の脱炭素経営に向けた取組への支援に必要な知識の獲得及び当該知識を活用して実地で支援を行うためのノウハウを学ぶ機会を提供する。

その際、下記 5(2) で実施する内容とも連動させるとともに、より多くの職員参加が得られるよう、回数や開催方法等について工夫すること。

（例：複数回開催、現地・オンラインのハイブリッド開催、研修内容の録画・後日配信等）

① 金融機関(営業職員)向け研修（商工団体と合同も可）

- ・ 環境省認定の脱炭素アドバイザー資格「脱炭素アドバイザー ベーシック」を取得可能な知識水準の職員に対して、以下の研修を実施する。

内 容：顧客に脱炭素経営を働きかけるための実践的研修

対象人数：150名程度

開催回数：3回以上

※うち2回は同一内容の研修を2地域にて開催

【到達水準】

- ・ 顧客企業との対話を通じて、顧客に脱炭素経営に興味・関心を持ってもらい、具体的な取組の検討・実行を働きかけることができる。

② 金融機関(コアメンバー)向け研修

- ・ 環境省認定の脱炭素アドバイザー資格「脱炭素アドバイザー アドバンスト」を取得可能な知識水準の職員に対して、以下の研修を実施する。
内 容：脱炭素経営の企画・提案を行うための実践的研修
対象人数：25名程度
開催回数：2回以上

【到達水準】

- ・ 企業から相談があった場合にスクリーニングを行い、必要な支援内容を企画・提案することができる。
- ・ 支援を希望する企業に対して、簡易的な脱炭素削減ロードマップ※を作成し、企業の短期～中長期的な取組の方向性について提案することができる。
- ・ 企業が温室効果ガス排出量削減に向けて具体的に取り組む際に、コンソーシアム構成団体や外部企業と連携して支援を行うことができる。
※ 企業のエネルギー消費量や温室効果ガス排出量を見える化した上で、省エネルギー診断の受診結果等を踏まえて作成するもの。

③ 商工団体(金融機関営業職員と合同も可)向け研修

- ・ 環境省認定の脱炭素アドバイザー資格「脱炭素アドバイザー ベーシック」を取得可能な知識水準の職員に対して、研修(ワークショップ)を実施する。
内 容：会員、相談者に脱炭素経営を働きかけるための実践的研修
対象人数：12名程度
開催回数：3回以上
- ・ さらに、商工団体が合同で会員企業に対して実施するセミナーの開催を支援する。(1回の開催を想定)

【到達水準】

- ・ 会員企業等に対して、脱炭素経営に興味・関心を持ってもらい、具体的な取組の検討・実行を働きかけることができる。
- ・ 会員企業に対して、国等の支援策等の活用について提案を行うことができる。

(2) 支援メニューの開発支援

コンソーシアムと連携して、各支援機関が実施する支援メニューの詳細設計と支援メニューに対応した各種マニュアル・ツール等を整備する。

具体的な業務については以下の内容を想定しているが、コンソーシアム構成団体の実態等も踏まえて、県と協議の上進めること。

なお、支援ツールの開発に当たっては、既に公的機関等によって策定されているものを最大限活用するよう努めること。

【具体的に想定する業務】

- ・ 先行して取り組む地域や企業の事例調査
- ・ 国やその外郭団体・民間企業等が提供している支援メニューの調査・整理
- ・ コンソーシアム構成団体へのヒアリング
- ・ 各支援機関が実施する支援メニューの詳細設計
- ・ 支援メニューの提供に必要なツールの開発

【支援ツールの例】

支援ツールの例	対象	概要
普及啓発ツール	全支援機関	・ 支援機関が顧客に GX の取組の必要性について説明する際に活用可能なパンフレット等
ヒアリング・情報共有シート	全支援機関	・ 中小企業のニーズに対応した具体的な支援を検討するためのヒアリングシート ・ 支援方針を決定した後、支援機関同士で情報共有し、継続的な支援を行うための情報共有シート
伴走支援マニュアル	金融機関 (コアメンバー)	・ 中小企業に対して、具体的にどのようなプロセスで伴走支援を行っていけばよいのか、対応が属人化しないようマニュアルを策定する
温室効果ガス排出量削減計画策定シート	金融機関 (コアメンバー)	・ 簡易的な削減計画を策定するために必要なツール・フォーマットの開発

(3) モデル事業創出支援

温室効果ガス排出量削減に取り組もうとする県内中小企業に対し、温室効果ガス排出量の見える化や排出量削減に向けた計画（以下、「削減計画」という。）の策定、モデル企業の取組内容や成果の公表等に係る支援を行う。

① 温室効果ガス排出量の見える化等支援 （上限 20 社程度）

- ・ 県内中小企業に対して、温室効果ガス排出量の見える化を支援する。

【具体的な業務】

(ア) 温室効果ガス排出量状況の可視化

- ・ 事業活動に伴う月ごとの電気・ガス等のエネルギーの使用状況を簡易な方法で数値化するとともに、エネルギー種別に応じた温室効果ガス排出量を数値化すること。

- ・ なお、有償の温室効果ガス排出量算定ツールを利用する場合、本業務期間中のツール利用料は受託者が負担すること。
- (イ) 温室効果ガス排出量削減に向けた提案
- ・ 上記で可視化した企業のエネルギー使用状況や当該企業の業種・業態の特徴等を踏まえて、省エネ診断機関とも連携し、企業の削減計画の作成につながる提案を行うこと。
- (ウ) 普及啓発用資料の作成
- ・ 温室効果ガス排出量の見える化等支援の周知に当たり、利用を促すためのチラシのデザインを作成し、参加企業を募集する。
 - ・ なお、募集に当たっては、コンソーシアム構成機関と連携し周知を行うこと。

② モデル事業創出のための伴走支援

- ・ 県内企業 3 社程度に対して、温室効果ガス排出量の見える化に加えて、削減計画の策定、同計画の実行支援を行い、県内で先行して取り組むモデル企業として広く周知する。

【具体的な業務】

- (ア) 支援対象企業の選定への支援
- ・ 各業界におけるモデルケースを創出するため、各業界や地域産業を牽引する中小企業を対象とする。
 - ・ なお、支援対象企業（3 社）については、原則として県が、コンソーシアムと連携し、募集及び選定を行うものとするが、必要に応じ支援を行うこと。
- (イ) 伴走型コンサルティングの実施
- ・ 温室効果ガス排出量の見える化に加えて、温室効果ガス排出量削減に向けた削減計画の策定、実行・開示支援を行う。
 - 温室効果ガス排出量の見える化
 - GHG 排出量算定に当たっては、国際的に広く適用されている基準により行うこと。（現時点では、GHG プロトコルを想定している。）
 - モデル企業の事業活動等を把握し、当該企業による SCOPE 1 及び SCOPE 2 の GHG 排出量算定を支援すること。また、モデル企業の実情に合わせた範囲での当該企業による SCOPE3 の算定を支援すること。
 - 次年度以降もモデル企業が継続的に GHG 排出量を算定できるよう、算定基礎資料の収集方法に関するアドバイスや社内体制構築の支援を行うこと。
 - 有償の GHG 排出量算定ツールを利用する場合、本業務期間中のツール利用料は受託者が負担すること。

- 削減計画の策定

- 脱炭素社会におけるモデル企業の将来像について、当該企業と検討の上、GHG 排出量算定や削減方法等の検証結果並びに当該企業のビジネスモデル等を踏まえて GHG 排出削減方針を立案し、当該方針に基づき中長期的な削減計画の策定を支援する。
- ◇ 削減計画は、全社的な視野に基づいて検討するとともに、当該企業による事業の持続性が確保可能な内容とすること。
- ◇ 削減計画は短期及び中長期的な視野で検討し、具体的な投資計画を想定した実効性のあるものとする。その際、国等の補助金の活用等も加味した計画とすること。
- ◇ 将来像の実現に向けた取組を進めるために、時系列で対応を整理したロードマップを策定すること。
- ◇ また、既存事業の脱炭素化だけでなく、カーボンフットプリントへの対応や脱炭素化を踏まえた高付加価値化・新分野への進出等についても検討すること。

- 削減計画の実行・開示支援

- 削減計画について、令和7年度内に実行可能なものについては、当年度内に実行できるよう支援すること。
- モデル企業が本業務による取組等を公表することで認知度を高め、企業価値の向上につながるよう、公表の手段、方法、内容等についてモデル企業とともに検討し、伴走支援終了後も当該企業が継続して公表できるよう支援すること。
- ◇ 削減計画を実行する際に参考となる、国等の補助金等の情報を提供すること。
- ◇ ホームページ等での公表に際しては、分かりやすい構成（脱炭素社会における企業の将来像を踏まえた戦略や削減計画等）となるよう、公表資料の作成支援を行うこと。
- ◇ モデル企業が SBT 等の認証取得を希望する場合、申請や事務局とのやり取り等のフォローアップを実施すること。

- (ウ) 成果レポート及びモデル紹介資料等の作成・提出

- ・ 本業務により支援した各企業の取組を県内中小企業が参考にできるよう、取組や成果の要点をまとめた資料を作成し、委託業務完了時に県に提出すること。
- ・ 当該資料については、県の HP での公表や、コンソーシアム構成団体における支援活動の中で共有するものとする。

(4) 山梨県との協議等

本業務を実施するに当たり、受託者は定期的に県と協議等を行うこと。

具体的には、県との協議を原則月 1 回以上実施することとし、協議後は速やかに議事録を作成し、県の確認を受けること。

(5) その他

業務を行うに当たり、疑義等が生じた場合はその都度、県へ連絡し、判断を仰ぐこと。

6 業務計画書の提出

受託者は、契約締結後速やかに業務計画書を提出すること。

業務計画書には、本業務を遂行するに当たり必要な業務工程、業務遂行体制、連絡体制、その他業務の実施にあたり、県と受託者で共有しておく事項を記載するものとする。

業務工程を管理するために、原則月 1 回以上実施する山梨県との協議時に実施スケジュールに沿った進捗状況を報告すること。なお、進捗状況に応じて実施スケジュールを変更する場合には、県に提出して了解を得ること。

7 成果物の提出

業務完了後、速やかに次に示す成果物を提出すること。なお、提出に当たっては、その内容について、事前に山梨県の承認を受けること。

(1) 成果物の内容

委託契約書に定める事業実績報告書を作成し、参考資料と共に県に提出すること。

(2) 提出形式

次に示す形式でそれぞれ提出すること。

① 紙媒体

事業名、受託者名及び報告日を記した表紙を付けたものを 1 部。

② 電子媒体

電子データ類は、編集が可能なファイル形式及び PDF 形式とすること。

また、電子データ類の保存ファイルには、内容がわかるタイトルを付すこと。

(3) 提出期限

令和 8 年 3 月 19 日（木）まで。

8 その他留意事項

(1) 実施方法や進捗状況の確認等、業務の円滑な実施のため、定期的に山梨県と連絡調整を行うものとし、具体的なスケジュール・場所等については、受注者と発注者との協議して決定する。ただし、発注者の承諾を得た場合、Web 会議や電話等による対応も可能とする。

(2) 業務の全部又は一部を第三者に委託することは原則として認めない。

ただし、一部についてあらかじめ書面により山梨県の承認を得たときは、この限り

ではない。

- (3) 受注者は、本業務の遂行にあたり、第三者の名誉や信用を毀損する行為（そのおそれがある行為を含む。）やその他不適切な行為が行われないよう十分に注意を払うものとし、かかる事態が生じた場合は一切の責任と費用負担を負うものとする。
- (4) 作成する資料において、法令、外部資料及びデータの出典等については、全て明確にしておくこと。
- (5) 本業務の成果品（電子データを含む。）の所有権や著作権は、原則として全て山梨県に帰属する。また、山梨県は、成果物等の全てについて業務必要な範囲で改変し、又は二次利用する権利を有するものとする。ただし、受注者が従来から権利を有していた受注者固有の知識、技術等に関する権利については、受注者に留保するものとし、対応方法については、必要に応じて県と協議して定めるものとする。
- (6) 受注者は、本業務の実施上知り得た情報等を、第三者に漏洩してはならない。秘密を保持するとともに、契約目的以外に使用しないこと。
- (7) 本業務の実施にあたって、県が提供するデータは、業務完了後に受託者において確実な方法により廃棄処分すること。
- (8) 委託料のほか、本委託業務を実施するに当たって必要となる経費は、受託者が負担すること。
- (9) 適切な情報提供等ができるよう、事業者の温室効果ガス排出量削減に関する最新の情報収集等に努めること。
- (10) 受注者は、本業務の他に県が実施する事業に関して、県が協力の要請を求めた場合は、本業務の執行に差し障りのない範囲で協力するよう努めること。
- (11) 本仕様書に疑義が生じたとき、又は本仕様書に定めのない事項については、その都度、県と協議してこれを定めるものとする。